



規制改革会議 第11回投資促進等WG提出資料

平成27年4月24日

厚生労働省

■ 平成10年に専門学校の教科過程を1年から2年にした趣旨

- 平成7年（1995年）理容師・美容師の免許を知事免許から大臣免許に変更するとともに、理容師・美容師養成施設の入所要件を引上げ、修学期間を延長。
（平成10年4月施行。ただし、理容師試験、美容師試験は平成12年4月から実施。）

【法改正の背景】

- 近年の科学技術の進歩、消費者ニーズの高度化、多様化に対応して、理容師・美容師の業務に直接役立つ実践的な内容とする。
併せて、当時問題となっていた、
 - ・ 血液を介して感染するHIV、ウイルス性肝炎などの感染症への対応
 - ・ 化粧品、パーマ液等の多様化によるアレルギーへの対応の強化を図る。
- 教科科目を、共通内容の必修科目のほか、養成施設が独自に設定する選択必修科目とし、特色のある理容師・美容師を育てる教育を実施する。
 - ※ エステティックや芸術、メイクアップ等を選択必修科目として実施可能とする。
- 厳しい労働環境下におかれ、必ずしも効果的に行われているとは言えなかった「実地修練」を廃止し、理容・美容実習について、養成施設内で行うことを基本とした。
 - ※ 養成施設の判断で、年間60時間以内、理容所、美容所での実務実習を行うことは可能

平成7年制度改革 (平成10年施行) による変更内容

変更前

- 都道府県知事免許
- 学科試験の受験資格
 - ・ 中学校卒業以上
 - ・ 養成施設において、定められた期間以上理容師・美容師になるために必要な学科を修めること。
(昼間1年、夜間1年4月、通信2年)
- 実地修練を実施 (1年以上)
- 実地試験の受験資格
 - ・ 学科試験に合格していること。
 - ・ 養成施設卒業後1年以上の実地修練を経ていること。



変更後 (現行)

- 厚生大臣 (現厚生労働大臣) 免許
- 理容師・美容師試験受験資格
 - ・ 高等学校卒業以上
 - ・ (筆記及び実技)
養成施設において、定められた期間以上美容師になるために必要な知識及び技能を修得する。
(昼間2年、夜間2年、通信3年)
- 実地修練を廃止

(参考) 1995年(平成7年)改正以前の理容師・美容師免許の経緯

【1951年(昭和26年)理容師美容師法制定当時】

- ・都道府県知事が行う試験のみ。

【1953年(昭和28年)】

- ・都道府県知事が行う試験のみによる資格取得制度を廃止。
- ・試験を受けるためには、養成施設において1年以上理美容師になるために必要な知識及び技能を修得した後、さらに1年以上の実地修練を経ることとした。

【1957年(昭和32年)】

- ・美容師法(昭和32年法律163号)制定(免許取得の要件は変更なし)

【1985年(昭和60年)】

- ・学科試験は養成施設卒業のみを要件として受験可能とした(実地修練中でも受験可能に)
- ・それに伴い、試験を学科試験及び実地試験に分割(昭和61年4月から施行)

○理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成7年法律第109号）（衆法）

【提案理由及び内容】

本案は、近年における科学技術の進歩、生活文化の向上、消費ニーズの高度化等に伴い、理容師及び美容師に対して、高度な技術とさらなる衛生水準の維持向上が要請されていることにかんがみ、理容師及び美容師の資質の向上等に資するため、理容師試験及び美容師試験の受験資格の改正その他の所用の改正を行うこととするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、理容師及び美容師の免許を与える者を、都道府県知事から厚生大臣に改めること。

第二に、理容師試験及び美容師試験を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、厚生大臣は、その指定する試験機関に試験事務を行わせることができることとすること。

第三に、理容師試験及び美容師試験の受験資格を、高等学校を卒業した者であって、厚生大臣の指定した養成施設において厚生省令で定める期間以上理容師または美容師となるために必要な知識及び技能を修得したものに改めること。

第四に、理容師及び美容師の登録に関する事務を実施する者を、都道府県知事から厚生大臣に改めるとともに、厚生大臣は、その指定する登録機関に登録事務を行わせることができることとすること。

第五に、理容師免許及び美容師免許の欠格事由を緩和すること。

第六に、この法律は、平成十年四月一日から施行すること。

なお、特に、理容師試験及び美容師試験の受験資格を改正刷ることに伴い、中学校を卒業した者の就業の機会が狭められることのないよう、中学校を卒業した者については、当分の間、理容師及び美容師となることができるよう、関係団体、学識経験者等の意見を十分聞いた上、適切な措置を講じることとする。

その他、所要の経過措置を講じるとともに、関係法律について所要の改正を行うものとする。

■ 理容師・美容師の養成施設における課程の基準について

- 理容師・美容師の養成施設における教育内容については、
 - ① 理容師養成施設指定規則、美容師養成施設指定規則（省令）
 - ② 理容師養成施設の教科課程の基準、美容師養成施設の教科課程の基準（告示）
 - ③ 「理容師養成施設の教科課程の基準の運用について」、「美容師養成施設の教科課程の基準の運用について」（通知）
において、国として一定の基準を定めている。
- 教科課程の編成としては、理容師養成施設、美容師養成施設ともに、
 - (1) 必修科目（47単位（1410時間）以上）
 - (2) 選択必修科目（20単位（600時間）以上）の構成となっている。
- これらの基準は、教育内容の基本的な部分についての考え方を示したものであるが、細部にわたるものではなく、実際には、各養成施設において、それぞれの特色を生かした教育が行われている。

○ 理容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第5号）

（養成施設指定の基準）

第4条 法第3条第3項に規定する理容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ、ロ （略）

ハ 教科課目及び単位数は、別表第一に定めるとおりであること。

（教科課程の基準）

第5条 法第3条第3項に規定する指定を受けた理容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

（別表第一：時間は1単位＝30時間で換算）

関 係 法 規 ・ 制 度	1単位（30時間）以上
衛 生 管 理	3単位（90時間）以上
理 容 保 健	4単位（120時間）以上
理 容 の 物 理 ・ 化 学	3単位（90時間）以上
理 容 文 化 論	3単位（90時間）以上
理 容 技 術 理 論	4単位（120時間）以上
理 容 運 営 管 理	2単位（60時間）以上
理 容 実 習	27単位（810時間）以上
選 択 必 修 科 目	20単位（600時間）以上
計	67単位（2010時間）以上

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で理容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

○ 理容師養成施設の教科課程の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第45号）

理容師養成施設指定規則第5条の規定に基づき、理容師養成施設の教科課程の基準を次のように定め、平成20年4月1日から適用する。

理容師養成施設の教科課程の基準

第1 教科課程の編成

- 一 理容師養成施設における教科課程は、消費者の理容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、理容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある理容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

二 必修課目

1 単位数

- (1) 理容師養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに、理容師養成施設指定規則別表第一に定められている単位数に則り、当該養成施設が設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な単位数を定めるものとする。
- (2) 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、それぞれの教科課目ごとに次の表（略）のとおり定められている授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めるものとする。
- (3) 通信課程については、理容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（以下「通信課程の授業方法等の基準」という。）に定めるところによるものとする。

- 2 美容師養成施設を卒業した者が理容師養成施設において履修する場合にあっては、関係法規・制度、衛生管理、理容保健及び理容の物理・化学の各教科課目のうち、その者が履修した美容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができる。

三 選択必修課目

- 1 選択必修課目については、日本語又は芸術などの一般教養課目及びエステティック技術又は理容カウンセリングなどの専門教育課目を一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各理容師養成施設が設定するものとする。
- 2 選択必修課目の内容は、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 単位数
 - (1) 理容師養成施設においては、選択必修課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な単位数を定めるものとする。この場合、一般教養に係る教科課目の単位数は、1課目につき1単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、1課目につき2単位以上とし、選択必修課目の総単位数は、20単位以上とする。
 - (2) 単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、一般教養に係る教科課目の授業時間数は、1課目につき30時間以上、専門教育に係る教科課目の授業時間数は、1課目につき60時間以上とし、選択必修課目の総授業時間数は、600時間以上とする。
 - (3) 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする。
- 4 理容師養成施設においては、他の理容師養成施設の選択必修課目若しくは専修学校における授業課目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、理容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、総授業時間数）の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができる。

第2 卒業の認定

理容師養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数（単位により行うことが困難な理容師養成施設にあっては、授業時間数）を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。

○ 理容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成２７年３月３１日付け健発０３
３１第１７号厚生労働省健康局長通知）（理容実習部分の抜粋）

【理容実習】

（１）実施方針

- ア 理容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得させること。
- イ 理容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。
- ウ 個々の客の要望に応じた理容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

（２）各項目の内容

ア 器具の取扱実習

- （ア）理容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。
- （イ）用途に適した理容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。

イ 基礎技術実習

- （ア）理容技術を行う場合の位置、姿勢など理容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

- (イ) 施設の清掃、消毒など理容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

ウ 頭部技術実習

- (ア) カッティング、シャンプー技術、頭部処置技術、アイロン技術などの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。
- (イ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

エ 顔面技術実習

- (ア) シェービング、その他の基本的な顔面処理技術を確実に身に付けさせること。
- (イ) この際、かみそりなどの器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

オ 特殊技術実習

美顔術、染毛技術など理容の特殊技術を身に付けさせること。

カ 総合実習

頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた理容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

○ 美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）

（養成施設指定の基準）

第3条 法第4条第3項に規定する美容師養成施設の指定の基準は、次のとおりとする。

一 昼間課程に係る基準

イ、ロ （略）

ハ 教科課目及び単位数は、別表第一に定めるとおりであること。

（教科課程の基準）

第4条 法第4条第3項に規定する指定を受けた美容師養成施設（以下「指定養成施設」という。）の教科課程は、教科課程の基準として厚生労働大臣が別に定めるところによらなければならない。

（別表第一：時間は1単位＝30時間で換算）

関 係 法 規 ・ 制 度	1単位（30時間）以上
衛 生 管 理	3単位（90時間）以上
美 容 保 健	4単位（120時間）以上
美 容 の 物 理 ・ 化 学	3単位（90時間）以上
美 容 文 化 論	3単位（90時間）以上
美 容 技 術 理 論	4単位（120時間）以上
美 容 運 営 管 理	2単位（60時間）以上
美 容 実 習	27単位（810時間）以上
選 択 必 修 科 目	20単位（600時間）以上
計	67単位（2010時間）以上

※ 単位の計算方法は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果等を考慮して、30時間から45時間までの範囲で美容師養成施設が定める授業時間をもって1単位とする。

○ 美容師養成施設の教科課程の基準（平成20年2月29日厚生労働省告示第50号）

美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）第四条の規定に基づき、美容師養成施設の教科課程の基準を次のように定め、平成20年4月1日から適用する。

美容師養成施設の教科課程の基準

第1 教科課程の編成

- 一 美容師養成施設における教科課程は、消費者の美容業に対する需要、科学技術の進歩、生徒の生活環境、地域の実態等を勘案しつつ、美容技術の専門家であるとともに、地域の保健衛生の担い手でもある美容師の養成にふさわしい内容にしなければならない。

二 必修課目

1 単位数

- (1) 美容師養成施設においては、必修課目について、それぞれの教科課目ごとに、美容師養成施設指定規則（平成10年厚生省令第8号）別表第一に定められている単位数に則り、当該養成施設が設定する教育計画及び教育目標に基づき、適切な単位数を定めるものとする。
- (2) 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、それぞれの教科課目ごとに次の表（略）のとおり定められている授業時間数に則り、単位に代えて適切な時間数を定めるものとする。
- (3) 通信課程については、美容師養成施設の通信課程における授業方法等の基準（平成20年厚生労働省告示第47号。以下「通信課程の授業方法等の基準」という。）に定めるところによるものとする。

- 2 美容師養成施設を卒業した者が美容師養成施設において履修する場合にあっては、関係法規・制度、衛生管理、美容保健及び美容の物理・化学の各教科課目のうち、その者が履修した美容師養成施設の教科課程を通じて同一の内容である教科課目の履修を免除することができる。

三 選択必修課目

- 1 選択必修課目については、日本語又は芸術などの一般教養課目及びエステティック技術又は美容カウンセリングなどの専門教育課目を一般教養と専門教育のバランスに配意しつつ、各美容師養成施設が設定するものとする。
- 2 選択必修課目の内容は、幅広い教養を身につけることによって、人間性豊かな人格の形成を目指すとともに、保健衛生に携わる専門的技術者としての自覚をかん養するものでなければならない。
- 3 単位数
 - (1) 美容師養成施設においては、選択必修課目の各教科課目について、その内容等に応じて適切な単位数を定めるものとする。この場合、一般教養に係る教科課目の単位数は、1課目につき1単位以上、専門教育に係る教科課目の単位数は、1課目につき2単位以上とし、選択必修課目の総単位数は、20単位以上とする。
 - (2) 単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、一般教養に係る教科課目の授業時間数は、1課目につき30時間以上、専門教育に係る教科課目の授業時間数は、1課目につき60時間以上とし、選択必修課目の総授業時間数は、600時間以上とする。
 - (3) 通信課程については、通信課程の授業方法等の基準の定めるところによるものとする。
- 4 美容師養成施設においては、他の美容師養成施設の選択必修課目若しくは専修学校における授業課目の履修、大学、短期大学若しくは高等専門学校における学修又は大学、短期大学若しくは高等専門学校の専攻科における学修のうち、美容師養成施設が適当と認めるものについて、当該養成施設の卒業に必要な選択必修課目の総単位数（単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、総授業時間数）の4分の1を超えない範囲で、当該養成施設における選択必修課目の履修とみなすことができる。

第二 卒業の認定

美容師養成施設においては、生徒が当該養成施設の定める教育計画に従って所定の教科課目及び所定の単位数（単位により行うことが困難な美容師養成施設にあっては、授業時間数）を履修し、その成果が教科課目の教育目標からみて満足できると認められる場合には、卒業を認定しなければならない。 13

○ **美容師養成施設の教科課程の基準の運用について（平成27年3月31日付け健発0331第18号厚生労働省健康局長通知）（美容実習部分の抜粋）**

【美容実習】

（１）実施方針

- ア 美容の業務を安全かつ効果的に実施する技術を習得するため、基本的操作を確実に身に付けさせるとともに、これらの基本的操作を適宜組み合わせて完成させる技術を習得させること。
- イ 美容所における衛生管理の重要性を認識させ、器具の消毒などの適切な実施方法を身に付けさせること。
- ウ 個々の客の要望に応じた美容技術を確実に提供できるよう総合的な技術の基礎を身に付けさせること。

（２）各項目の内容

- ア 器具の取扱実習
 - （ア）美容器具の操作方法、消毒方法、手入れ方法を確実に身に付けさせること。
 - （イ）用途に適した美容器具の選択方法について、理解させ、実践する能力を身に付けさせること。
- イ 基礎技術実習
 - （ア）美容技術を行う場合の位置、姿勢など美容技術を行う場合に必要な基本動作を身に付けさせること。

- (イ) 施設の清掃、消毒など美容所の衛生管理のために必要な措置を確実に身に付けさせる。特に、器具の消毒については、その重要性を十分に認識させるとともに、適正な方法で実施することを習慣付けさせることが必要であること。

ウ 頭部技術実習

- (ア) スキャルプトリートメント、ヘアトリートメント、ヘアシャンプー・ヘアリンス技術、ヘアカッティング、パーマネント・ウェービング、ヘアセッティング、マーセル・ウェービングなどの基本的な頭部技術を確実に身に付けさせること。
- (イ) この際、使用する器具は毎回必ず消毒することを身に付けさせること。

エ 特殊技術実習

ヘア・カラーリング、美顔術、化粧、マニキュア、ペディキュアなど美容の特殊技術を身に付けさせること。

オ 和装技術実習

日本髪の結髪技術、かつらのあわせ方、かぶせ方、着付け技術を身に付けさせる。

カ 総合実習

頭部、顔面、特殊技術を適当に組み合わせて調和のとれた美容技術を完成させるため、総合的な技術を身に付けさせること。

■ 理容師・美容師の国家試験の実施について

- 理容師試験及び美容師試験の事務については、理容師法第4条の2及び美容師法第4条の2の規定に基づき、厚生労働大臣の指定する者（指定検査機関）に行わせることができるとされており、平成10年4月1日付で公益財団法人理容師美容師試験研修センターを指定し、国家試験を実施。

○理容師法（昭和22法律第234号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、理容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

○美容師法（昭和32年法律第163号）

第4条の2 厚生労働大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、美容師試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

○ 試験の課目は、理容師法施行規則及び美容師法施行規則において、
筆記試験

- ①関係法規・制度、②衛生管理、③理容（美容）保健、
④理容（美容）の物理・化学、⑤理容（美容）理論

実技試験

理容（美容）実技
と規定されている。

○ 公益財団法人理容師美容師試験研修センターは、理容師法第4条の9及び美容師法第4条の9の規定により厚生労働大臣の許可を受けた「理容師美容師国家試験試験事務処理規程」に基づき、その事務を行っている。

○ 当該事務処理規程に基づき、理容師及び美容師として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に関する事務を行うため、「理容師美容師国家試験委員会」を設置し、試験問題の作成等の必要な事務を行っている。

○ 試験委員については、理容師法第4条の7及び「理容師法に基づく指定検査機関及び指定登録機関に関する省令」第4条並びに、美容師法第4条の7及び「美容師法に基づく指定検査機関及び指定登録機関に関する省令」第4条の基準を満たす者から選任されている。

- 国家試験問題に関しては、理容師美容師国家試験委員会により検討し、作成されているところであるが、基本的な考え方は次のとおり。

【筆記試験】

- ・ 理容師・美容師養成施設の教科課程の基準に基づき作成された教科書の内容を基礎として、その範囲から出題することとしている。
- ・ 出題の検討にあたっては、理容師及び美容師が真に必要な知識や技術に関するものとなるよう考慮している。

【実技試験】

- ・ 以下の基礎技術について、その到達度を検証するものとしている。
(理容) 各種の刈り方やシェービング技法の基礎技術
(美容) 切る (ヘアーカッティング)、巻く (パーマネントウェーブ)、整える (ヘアーセッティング) の基礎技術
- ・ 上記の実技試験の中で、身体・服装、用具、作業の進め方が安全かつ衛生的に行われているかどうかを審査する「衛生実技試験」を実施
- ・ 実技試験はあくまで基礎技術を評価するものであり、基礎技術は、ヘアスタイルの流行で変わるものではないため、試験課題については、大きな変更は行っていない。